

中国の税収徴収管理制度

Issue 7, March 2022

In brief

中国の税収徴収管理は、従来の税務当局による事前管理、事前承認制から、ビッグデータの蓄積、AIなどによる管理を推進するために、「自己判定、自己申告、事後管理監督」へと税収徴収管理の方針を変更しつつあります。今後、企業は、中国の税務徴収管理の特徴およびリスクを把握し、ペナルティー等を回避するために、税務事項を自ら評価判定し、事後的に管理監督を実施する必要があります。

本ニュースレターでは、現行の中国の税収徴収管理制度の概要を解説します。

In detail

1. 中国税収徴収管理制度の概要

中国の税収徴収管理制度は、「中国税収徴収管理法」および「中国税収徴収管理細則」において規定されており、主な概要は以下の通りとなります。

| 税収徴収管理制度 | 主な内容 |
|----------|---|
| 税務登記制度 | <ul style="list-style-type: none"> 税務登記手続きは、開業時、変更時および解散時に必要となり、登記の義務者は、居住者企業(恒久的施設を含む)または個人となります。非居住者企業が中国で納税する必要がある場合には、臨時税務登記を行う必要があります。 税務登記時に非居住者企業、居住者企業、業種等が判別できるよう納税番号が付与され、税務当局は当該納税番号を使用し企業の税収状況等の管理、監督を行います。 |
| 帳簿証憑制度 | <ul style="list-style-type: none"> 帳簿、証憑はそれぞれ一定期間の保存義務があります。税務に関連する資料は10年間の保存義務があります。 納税者は、会計システムを使用して帳簿を作成する場合、所轄税務当局へシステムの仕様等について事前に承認申請を行う必要があります。 |
| 発票管理制度 | <ul style="list-style-type: none"> 企業または個人は商品売買、役務の授受、その他経営活動を実行する際、原則としてインボイス(以下、発票)を発行、受領する必要があり、税務当局は当該発票を証憑として管理等を行っています。 発票には、専用発票(仕入税額控除可能)、普通発票(仕入税額控除不可)の2種類あり、企業自身が発行または税務当局が代行発行します。 |
| 申告納付制度 | <ul style="list-style-type: none"> 企業または個人が中国で納税義務が発生した場合には、原則、申告納付する必要があります。 |
| 税額徴収制度 | <ul style="list-style-type: none"> 一定の納付期限を規定し税額を徴収する制度を採用しています。 帳簿が整備されている場合には、帳簿を基準に税額が徴収されますが、整備されていない場合には、税務当局によって推計課税方式をもって納税額が査定されます。 |
| 税務調査制度 | <ul style="list-style-type: none"> 税務当局は、税務調査を行う権限を有します。税務調査は、対象企業の選定、調査実施・分析、審理、決定および執行(徴収)という順序で実施されます。 なお、対象企業はコンピューターによって無作為に選出される場合もあります。 |

| 税収徴収管理制度 | 主な内容 |
|----------------|---|
| その他 還付・時効規定 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 納税者が過大納付した場合には、税務当局は速やかに還付します。過大納付期間に対応する加算利子も同時に計算され、還付します。 ・ 時効に関しては以下の通り規定されています。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 税務当局の誤指導により過少納付した場合には、3年。延滞金は免除されます。 ✓ 紳税者の誤りにより過少納付した場合には、3年。ただし過少納付額が10万元以上の場合は5年とされます。 ✓ 仮装隠ぺい等による過少納付または不納付の場合には、無期限となります。 |

(出所:「中国税収徴収管理法」および「中国税収徴収管理細則」をもとに当法人が作成)

2. 中国の徵稅体制の主な特徴

中国税務当局の税務徴収管理制度を理解するには、中国税務行政に対する十分な理解が必要と考えられるため、以下においてその特徴を紹介します。

(1) 分税制

2019年まで、中国では税目に応じてそれぞれ「国家税務局」および「地方税務局」と組織を区分して徴収管を行ってきました。「国家税務局」は主に税収の財源が国に帰属する税目を管理し、「地方税務局」は主に地方に帰属する税目を管理してきました。しかし、効率化を図るため、2019年10月以降、「国家税務局」が「地方税務局」を吸収合併し、所管は一本化されました。

また、下記の表の通り、税目によって、税収の中央・地方財源に対する帰属比率が異なり、納税資金がそのまま納税したその地方に帰属されるため、中国では納税地も、重要な要素の一つといえます。

| 主な税目 | 税収帰属比率 | |
|----------------------------|---------|------|
| | 国(中央)財源 | 地方財源 |
| 企業所得税、個人所得税 | 60% | 40% |
| 增值税 | 50% | 50% |
| 関税、輸入增值税、消費税 | 100% | 0% |
| 房産税、土地增值税、資源税、環境保護税、契税、印紙税 | 0% | 100% |

(出所:「中央と地方所得税收入分配比率の明確化」国発(2003)26号通達、「營業税から增值税への移行の全面推進後の中央および地方の增值税收入の分配調整に係る経過方案」国発(2016)26号通達等をもとに当法人が作成)

(2) 専管員制度

中国の各税務局は、企業毎に専属の税務担当官(以下、専管員)を設置しています。これら専管員は、通常、企業から税法や税務手続きに関する質問を受ける等の窓口としての役割を担います。従って、企業にとって、専管員との日ごろのコミュニケーションは非常に重要であるといえます。なお、専管員制度は、属人的であるため税務執行が不効率になる場合もあり、最近では、IT管理を推進させるため、当該制度を廃止する税務当局が見受けられます。

(3) 拳証責任およびペナルティー

中国の税収徴収管理制度において、拳証責任は納税者にあり、税務当局から過少申告、課税漏れ等の指摘に対して、納税者が税務当局に対して適切に説明する必要があります。また、延滞金は年率18.25%、ペナルティー(加算税)は50%~500%と重く、特にペナルティーに関しては税務当局の裁量によって決まるため、税務当局との事前相談または調査時の交渉は、慎重を期す必要があります。

3. 納税信用評価制度

中国税務当局は税収管理の強化、租税リスクの低減、徴税漏れの回避、並びに徴稅管理の水準および効率の向上を目的として、納税に対する信用を評価しています。各納税者の納税信用に対して年度ごとに査定を行い、これに基づき納税者の税務登記、申告納税状況、帳簿管理および法令遵守の状況をAからDとランク付けして管理監督を行っています。税務当局は、ランクの分類に応じて税務サービスおよび管理を実施しています。具体的な概要は以下の通りとなります。

| ランク | 信用評価指標指数 | 税務当局による税務サービスおよび管理の概要 |
|-----|-------------------------|---|
| A | ・ 90 点以上 | ・ 対外的に納税者が記載された名簿を公表する ・ 増税専用発票、普通発票の取得の緩和 ・ 税務当局が提供するグリーンチャンネル、または専門スタッフの支援による税務関連事項の迅速処理の享受 ・ 企業の実際の状況に応じた奨励措置を採用する |
| B | ・ 70 点以上 90 点未満 | ・ 税務当局は正常管理を実施し、適時に税収政策および管理規定の指導を行う |
| M | ・ 新設企業、または収入はないが 70 点以上 | ・ 増税専用発票の認証の取消し ・ 税務当局は適時に税収管理規定に基づき指導を行う |
| C | ・ 40 点以上、70 点未満 | ・ 税務当局は法律に則り厳格に管理する |
| D | ・ 40 点未満 | ・ 対外的に納税者が記載された名簿を公表する ・ 増税専用発票の取得を厳格化 ・ 輸出税金還付の審査の強化 ・ 納税評価を強化し、提出資料を厳格に審査 ・ 納税評価結果を他の政府部門に通知し、輸出入国、プロジェクト入札、政府購入、安全許可および生産許可等の各方面において制限、禁止することを提案 |

(出所:「納税者信用等等級評価管理試行方法」国家税務総局(2014)40号公告をもとに当法人が作成)

The takeaway

「第14次5カ年計画」における税収徴収管理の改革のロードマップとされる「税収徴収管理改革の更なる深化に関する意見」が税務当局より2021年3月に公布され、主な内容として以下が示されました。

- ・ 税目徴収期間を短縮し、申告回数、時間を段階的に減らすこと
- ・ 税務執行において「初回違反不処罰リスト」を普及させること
- ・ 全国統一の税務クラウド税収管理サービスプラットフォームおよび全国統一の電子税務局を構築すること
- ・ 電子発票の統一プラットフォームを構築し、発行、受領、検査等を無償で行うこと

中国企業は、この改革に係るロードマップを理解して、法令を遵守するために、自社の税務徴収を管理していく必要があります。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目2番1号 Otemachi One タワー

www.pwc.com/jp/tax

パートナー

白崎 亨

シニア マネージャー

佐々木 敏子

PwC 税理士法人は、企業税務、インターナショナルタックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 156 カ国に及ぶグローバルネットワークに 295,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2022 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.